

議事要旨(3) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（作業部会長）より、IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況の概略について、説明資料[本日の検討の概要(3)-1]に基づき説明があった。続けて紙谷ディレクターより、「修正版IFRSの公開草案の公表にあたって」、「修正版IFRSの適用」、「企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」」、「企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」」、「作業部会及び親委員会で聞かれた主な意見」及び「コメント募集における質問項目」について、[審議事項(3)]に基づき詳細な説明がなされた。

「修正版IFRSの公開草案の公表にあたって」の説明に対する委員からの質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ エンドースメント手続の意義に記載されている「企業の持続的成長」、「企業価値の向上」は重要な要素であり、記載すべきである。これに加えて「投資家の意思決定有用性」についても記載すべきではないか。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ エンドースメント手続の意義に関して、エンドースメント手続はコンバージェンスにも間接的に資すると思われることから、コンバージェンスとの関係についても記載すべきではないか。

これに対して、事務局より、エンドースメント手続はコンバージェンスにも間接的に資すると考えられるものの、「修正版IFRSの公開草案の公表にあたって」では日本基準のあり方を記載していないことを踏まえると、コンバージェンスとの関係を記載すると説明が分かりづらくなる旨の説明があった。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ エンドースメント手続の意義に関して、事務局から「受託責任」と「企業経営の規律」の両案が示されているが、「受託責任」という用語は一般的になじみにくいため、「企業経営の規律」の方がよいと考えられる。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ エンドースメント手続の意義に関して、我が国の考え方を国際的に意見発信するに当たり、基本的な考え方について明確に記載しないと、我が国が重視していることが伝

わらないと考える。その意味において、エンドースメント手続の意義において「企業経営の規律」について記載するのは重要である。

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ エンドースメント手続の意義に関して、「我が国の会計基準に係る基本的な考え方」を会計面から記載し、「企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理」」及び「企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」」との関連を明らかにしてはどうか。

「修正版IFRSの適用」及び「コメント募集における質問項目」の説明に対する委員からの質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 修正会計基準第 1 号、第 2 号のいずれかのみを適用する選択肢について、会計基準ではなく、制度論として取り扱う可能性があるのではないかと考える。作業部会で示されたように仮に質問項目に加えるのであれば、制度論として取り扱う可能性があることを示唆しながら意見を求めることとすべきである。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 「当面の方針」において「あるべき IFRS」を検討するとしていることと、修正会計基準第 1 号 第 2 号のいずれかのみを適用する選択肢を認めることには矛盾があるため、選択肢を認めることに反対する。
 - ・ ピュア IFRS との調整表を求めた場合、ピュア IFRS の方が優位であるという印象を与えることとなり、「当面の方針」で我が国の基本的な考え方に基づいてエンドースメント手続を行うとされていることと合わないと考える。仮に調整表を求めるとすれば、投資家保護の観点から制度として組み込むべきである。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 4 つの会計基準が同列に存在するにもかかわらず、調整表を求めると、会計基準に優劣があるように思われてしまう。投資家への説明が必要であれば、IR において概算で示していくのが適切であり、会計基準として求めるべきでない。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ ピュア IFRS の任意適用を認めている状況からスタートして考えると、修正会計基準第 1 号、第 2 号のいずれかのみを適用する選択肢を認めるという観点が出てくるのも

理解できるので、質問項目に加えて意見を聞くことは必要と考えられる。

- ・ 調整表を求めることにより、ピュア IFRS に対して修正すべき内容を明示することができるという考え方もあるので、質問項目に加えることが考えられる。
- あるオブザーバーより、次の発言があった。
 - ・ IR の内容は企業によって異なるため、利用者の立場からは会計基準として調整表を求めることを要望する。また、修正版 IFRS とピュア IFRS との調整表だけでなく、他の会計基準との調整表があった方が望ましい。
 - ・ のれんの非償却とノンリサイクリング処理を1つの質問項目にまとめているが、それぞれに対して異なる意見がありうることから、質問を分けるべきではないか。

「企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」」及び「企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」」の説明に対する委員からの質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の発言及び質問があった。
 - ・ 確定給付負債の純額の再測定をリサイクリング処理する理由について、国際的な説得力をもつために、理由づけを強化する必要がある。
- ある委員より、次の質問があった。
 - ・ 「企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」」J-122A 項において、確定給付負債の純額の再測定についてリサイクリング処理を平均残存勤務期間以内から平均残存勤務期間に変更しているが、平均残存勤務期間に変更することにより、国際的に聞かれているリサイクリング処理がスムージングではないかという批判が軽減しうると考えられるのか。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 修正会計基準の修正内容そのものについて質問項目を設けた方がよいと思われる。これに対して事務局より、意見を踏まえて文案を再検討する旨の説明があった。

以上